

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示 県営土地改良事業計画を定めた件
- 土地改良法により換地計画を適当と決定した件
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件
- 公告 一般競争入札を行う件
- 福島県選挙管理委員会 個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨報告があった件
- 福島県監査委員 福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

## 告 示

### 福島県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、深野北地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

一 縦覧に供する書類

福島県知事 内堀雅雄

- 二 土地改良事業計画書の写し 縦覧の期間 平成二十八年二月十日から 月二十九日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所 南相馬市役所

（農村計画課）

### 福島県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条で準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、安齊芳夫ほか十八人が共同して行っている後田地区の区画整理事業に係る換地計画について適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間 平成二十八年二月十日から 月二十九日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所 三春町役場

（農地管理課）

### 福島県告示第五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十八年二月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所 いわき市久之浜町久之浜字須賀二七の八・二八の二（以上二筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 三 解除の理由 海岸保全施設用地とするため

（森林保全課）

### 福島県告示第六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次

のように保安林の指定を解除する予定である。  
平成二十八年二月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
いわき市久之浜町久之浜字須賀二八の三
- 二 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 三 解除の理由  
公園用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を白河市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年二月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
市川和一 芳賀広一 高橋シマ 佐藤恭樹 吉田五三郎 増子貞一 増子権吉 吉田正明 鈴木泰次 長谷川佐一 近藤栄 角田輝雄 川崎ヨネ 中村兵武 増子安太郎 近藤清治 増子勝三 鈴木勝位 中村マス 中村治作 中村市治 渡辺幸一 金田清次 森平吉 森清 斉藤儀助 増子正司 斉藤島之助 増子貞夫 鈴木常雄 石井重寿郎 佐藤英一 長谷川傳吉 芳賀芳夫 鈴木一郎 小貫光一 荒井徳次郎 伊藤進之助 國井政寿 齊須長蔵 山口與一 丸山権七 近藤正 藤田精一 芳賀藤吉 市川利七 近藤新蔵 吉沢武 近藤広市 近藤一二三 増子庄吉 溝井良美 増子柳一 齊藤利広 芳賀藤吉 穂積ハナ 鈴木義雄 高橋研一 鈴木良美 増子権吉 中村市次 近藤新蔵 吉澤武 齊藤利廣 穂積ハナ 鈴木正一 藤田光男 鈴木正治 松本貞一 鈴木宣子 矢吹敬三 飛知輪博幸 荒川リヨ 藤田カネ 藤田藤一 藤田茂次 藤田健夫 鈴木祐吉 藤田廣 三好祥夫 荒井登 鈴木ハツヨ 鈴木幹夫 吉川三藏 荒井利雄 鈴木傳次郎 近藤茂 荒井義美 藤田稔 市川利信 荒井政次 鈴木武哉 鈴木敬一 吉田金五郎 鈴木盛久 吉川五郎 近藤定次郎 鈴木政男 鈴木永祐 鈴木誠 鈴木亮一 鈴木安行 鈴木雄次郎 鈴木直次 鈴木武 鈴木実 鈴木成春 鈴木誠吉 鈴木健 鈴木盈男 山口盈夫 鈴木肇 鈴木松吉 鈴木里路 鈴木留吉 鈴木サツ 沼田米吉 鈴木省吾 鈴木辰蔵 鈴木頼一郎 鈴木元吉
- 二 通知の要旨  
1 保安林の指定施設要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと

公 告

- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十七年福島県告示第二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

**公告第30号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年2月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 コピー用紙A4 (2,500枚入) 予定数量 30,900箱
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の福島県知事が指定する日
- (4) 納入場所 福島県知事が指定する場所

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年3月11日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7413

**4 契約条項を示す場所及び期間**

3に掲げる場所において平成28年2月9日（火）から同年3月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年2月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

**5 入札書の提出場所等**

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年2月19日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年3月24日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日（水）午後5時までに必着のこと。）

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約単価に当該入札に係る予定数量を乗じ、さらに100分の108を乗じて得た金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

**7 入札に参加を希望する者に要求される事項**

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成28年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生ずる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

## 10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 入札書には、1箱当たりの単価を記載すること。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）により行うこととするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased : A4Size Copy Paper (2,500Sheets) 30,900Cases

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 24 March 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 23 March 2016

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、会津坂下町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十八年二月九日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

同	同	同	同	平成二八年 一月一八日	指定年月日
同	同	同	同	会津坂下町 大字牛川字 寿ノ宮一八 九〇番地	指定施設の 所在地
(洋) 金上コミュ ニテイセン ター講義室	室(和) 金上コミュ ニテイセン ター小会議	室(和) 金上コミュ ニテイセン ター大会議	室(和) 金上コミュ ニテイセン ター大会議	若宮コミュ ニテイセン ター会議室 (洋)	指定施設の 名称
同	同	同	同	会津坂下町 長	指定施設の 管理者
方メートル 六四・八〇平	方メートル 三一・五〇平	方メートル 五一・〇三平	方メートル 九〇・七二平	方メートル 五六・七〇平	聴衆席の面積
一二九人	六三人	一〇二人	一八一人	一一三人	聴衆席収容 見込人員数

同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同
室(和) 八幡コミュ ニテイセン ター大会議	室(和) 八幡コミュ ニテイセン ター小会議	室 八幡コミュ ニテイセン ター小講義	室 八幡コミュ ニテイセン ター大講義	室(洋) 川西コミュ ニテイセン ター会議室	室(和) 川西コミュ ニテイセン ター会議室	室(洋) 広瀬コミュ ニテイセン ター小研修	室(和) 広瀬コミュ ニテイセン ター大会議
同	同	同	同	同	同	同	同
方メートル 五二・九九平	方メートル 三九・七四平	方メートル 三九・七四平	方メートル 六六・二四平	方メートル 五五・四四平	方メートル 五五・四四平	方メートル 三九・六一平	方メートル 八五・六六平
一〇五人	七九人	七九人	一三二人	一一〇人	一一〇人	七九人	一七二人

同	同 大字片門町 宮ノ下一九 〇〇番地	高寺コミュニ ニティセン ター講義室 (洋)	同	五八・三二平 方メートル	一一六人
同	同	高寺コミュニ ニティセン ター大会議 室(和)	同	九二・一六平 方メートル	一八四人

福島県監査委員

福島県監査委員告示第一号

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月九日

福島県監査委員

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

規程

福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程(平成七年福島県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分中「法定代理人」の下に「(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、当該代理人に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府令第三号)第一条第一項各号に掲げる書類並びに本人の実印が押印された委任状及び当該実印に係る印鑑登録証明書(請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。)その他の当該代理人が委任を受けていることを確認するために委員が適当と認める書類

様式第二号中

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
	2 本人の氏名 (2) 成年被後見人
	3 本人の住所 (郵便番号 )

4 本人の連絡先

(電話番号)

月 日生)	本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
	(保有特定個人情報に係るものについて)	2 本人の氏名 (2) 成年被後見人
	本人の状況等)	3 委任者 ( 年
		4 本人の住所 (郵便番号 )
		5 本人の連絡先 (電話番号)

「及び」同様式注2中「法定代理人」の次に「又は本人の委任に

月 日生)	本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
	(保有特定個人情報に係るものについて)	2 本人の氏名 (2) 成年被後見人
		3 本人の住所 (郵便番号 )
		4 本人の連絡先 (電話番号)

による代理人(保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。))」を加え、同様式注5を同様式注6の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類)、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書(開示請求をする日前三月以内に作成されたものに限る。)等を提出し、又は提示してください。

様式第三号中

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
	2 本人の氏名 (2) 成年被後見人
	3 本人の住所 (郵便番号 )
	4 本人の連絡先 (電話番号)

月 日生)	本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( 年
	(保有特定個人情報に係るものについて)	2 本人の氏名 (2) 成年被後見人
		3 委任者 ( 年

は、委任者の状況等) 3 本人の住所 (郵便番号 ) )  
 4 本人の連絡先 (電話 )

月 日生) )  
 月 日生) )  
 番号 ) )

「は、委任者の状況等」の次に「又は本人の委任に

よる代理人 (保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。) 」と「又は、  
 又は、委任者の状況等」の次に「又は本人の委任に

4 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする  
 場合は、2及び3にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身  
 分を証明する書類 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
 に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類) 、保有特定個人情報に係  
 る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印  
 鑑登録証明書 (訂正請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。) のほか、  
 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示して  
 ください。

違反していると認める福島県個人情報保護条 例の規定	第6条第1項・第6条第2項・第6条第3項・ 第6条第4項
	第7条第1項・第7条第2項 第8条第3項・第8条第4項
利用停止請求の 趣旨	第7条第1項・第7条第2項・第7条第3項・ 第7条第4項

違反していると認める福島県個人情報保  
 例 (以下「条例」という。) 又は行政手  
 おける特定の個人を識別するための番号  
 用等に関する法律 (以下「番号法」という

求める措置  
 利用の停止  
 消去  
 提供の停止

利用停止請求の 趣旨	の規定
	条例第6条第1項・第6条第2項・第6 3項・第6条第4項
	条例第7条第1項・第7条第2項 条例第7条の2第1項・第7条の2第2 条例第8条第3項・第8条第4項 番号法第20条 番号法第28条
	条例第7条第1項・第7条第2項・第7 3項・第7条第4項 条例第7条の3

護条 続に の利 ( )	求める措置
条第 項	利用の停止 消去
条第	提供の停止

年 月 日生)  
 人 )

本人の状況等 (保有特定個人情報 に係るものについて は、委任者の状況等)	1 本人の状況 (1) 未成年 (2) 成年被 (3) 委任者
	2 本人の氏名
	3 本人の住所 (郵便番

本人の状況等	1 本人の状況 (1) 未成年者 ( ) (2) 成年被 後見
	2 本人の氏名 (郵便番号
	3 本人の住所
	4 本人の連絡先

(電話番号 )

4 本人の連絡先

者 ( 年 月 日生)  
後見人

( 年 月 日生)

号 )  
(電話番号 )

に於て「同様第2号中「法定代理人」の次に「又は本

人の委任による代理人(保有特定個人情報に係る請求をする場合に限る。)」を加べ、同様第3号中「旅券等」の次に「のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料」を加べ、同様第5号を同様第6号とし、同様第4の次に次のように加える。

5 本人の委任による代理人が本人に代わって保有特定個人情報に係る請求をする場合は、3及び4にかかわらず、当該本人及び当該本人の委任による代理人の身分を証明する書類(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条第1項各号に掲げる書類)、保有特定個人情報に係る請求であることを明示した本人の実印が押印された委任状、当該実印に係る印鑑登録証明書(利用停止請求をする日前3月以内に作成されたものに限る。)のほか、利用の停止を求める内容について参考となる資料を提出し、又は提示してください。

様式第五号注2及び様式第六号注2中「請求者本人」の次に「(開示請求書に記載された法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

附 則

- 1 この規程は、平成二十八年二月九日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県監査委員が取り扱う個人情報開示請求書(以下「改正前の規程」という。)(様式第二号による自己情報開示請求書、改正前の規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正前の規程様式第四号による自己情報利用停止請求書)は、それぞれ改正後の福島県監査委員が取り扱う個人情報の保護に関する規程(以下「改正後の規程」という。)(様式第二号による自己情報開示請求書、改正後の規程様式第三号による自己情報訂正請求書及び改正後の規程様式第四号による自己情報利用停止請求書)とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(監査総務課)